

業務仕様の達成確認のための監視と
契約額の増減及び契約の早期終了について

1. 業務仕様の達成確認のための監視について

委託した業務が仕様通りに実施されるよう業務の監視(以下、「モニタリング」という。)を行う。
モニタリングの結果、仕様通りに業務が実施されていないと判断した場合は、契約額の減少、業務改善勧告、業務改善命令を行い、業務内容の回復を図る。
また、仕様を超える業務が一定期間に亘り提供された場合は、契約額の増加を行い、事業への貢献を評価する。

2. モニタリング

1) 方法と回数

新たに契約した場合、当初の3か月間は毎月、3か月以降は2か月に1回モニタリング委員会を開催し、モニタリング項目により業務の達成状況を確認する。
業務改善勧告、業務改善命令を行った場合は、改善状況を確認するため、適宜実施する。この場合の実施期間及び回数は協議の上決定する。

2) モニタリング委員会

モニタリング委員会は委託者及び受託者双方の出席により行う。

3) モニタリング項目

モニタリング項目は、業務仕様書の仕様項目とする。

4) 達成状況の評価

モニタリング項目ごとに、委託者及び受託者双方により業務の達成・未達成及び水準以上の達成を確認する。

3. 業務改善勧告

1回のモニタリング時に、未達成項目がモニタリング項目の25%以上あった場合に行う。
受託者は業務改善勧告を受けた場合、業務改善計画を作成し承認を受ける。
委託者は承認した業務改善計画が適切に実施されているかを確認するため、モニタリングの頻度を変更し、業務の質回復を図る。
ただし、新たに契約した場合、当初の3か月間は適用しない。

4. 業務改善命令

業務改善勧告に係る業務改善計画が2か月間改善されない場合、業務改善勧告による指摘事項を含め未達成項目がモニタリング項目の35%以上あった場合、法令違反、受託者の責により委託者業務に重要かつ深刻な有形・無形の損失を与えた場合に業務改善命令を行う。
受託者は業務改善命令を受けた場合、業務改善計画を作成し承認を受ける。
委託者は承認した業務改善計画が適切に実施されているかを確認するため、モニタリングの頻度を変更し、業務の質回復を図る。
ただし、新たに契約した場合、法令違反及び受託者の責による重要かつ深刻な損失があった場合を除き、当初の3か月間は適用しない。

5. 支払い対価の減額

モニタリング時に未達成項目が一定以上あった場合、受託者の責により施設が利用できなかった場合は、未達成項目数、利用できなかった面積、時間に応じて支払い対価を減額する。

1) 未達成項目による減額

モニタリング項目の総数に対する未達成項目数の割合に応じて減額率を決定し、未達成を確認したモニタリング委員会開催月の支払い対価を減額する。
契約額の全てが出来高により支払額が決定する場合についても同様とする。
ただし、新たに契約した場合は、3か月目のモニタリング委員会での達成状況から適用する。

減額率は以下の算式のとおりとする。

$$P = \frac{I_2}{I_1} \times 100$$

P : ペナルティポイント
I₁ : モニタリング項目の総数
I₂ : 未達成項目の数

$$\text{減額率(\%)} = P \times 0.3$$

ペナルティポイントが15以下の場合には減額は行わないが、15以上の場合には全ポイントに対し減額を行う。

ただし、契約額のうち出来高に係る部分を含む場合は、出来高に係る部分については、減額の対象外とする。

2) 施設が利用できなかった場合の減額

受託者の責により施設が利用できなかった場合、利用不可能な状態を受託者に通達してから利用可能となるまでの時間及び利用不可能な場所の面積に応じて下記の算式により発生した翌月の支払い対価を減額する。

ただし、施設を利用できないことにより、予定された収入を逸した場合は、日時を変更することで代替できた場合を除き、逸した予定収入を発生した翌月の支払い対価より減額する。

減らす額が月額対価を超過する場合は、1回の減額限度を月額対価の50%とし、以降月額対価の50%を限度として繰り延べる。

$$\text{減少額} = \frac{A}{S} \times \frac{H}{8,760(\text{時間})} \times T$$

(円)

A : 利用できなかった面積(m²)

S : 施設の総面積(m²)

H : 利用できなかった時間(時間)

T : 委託料の年額

6. 支払い対価の増額

モニタリング時に仕様内容を超える業務が一定期間継続して提供されたと判断された場合は、翌年度の契約額を10%増額する。

1) 9か月間以上に亘り、水準以上の達成項目が総項目の80%以上継続されている場合、翌年度の契約額を10%増額する。

ただし、契約額のうち出来高に係る部分については、増額の対象外とする。

2) 契約額の全てが出来高により支払額が決定する場合は、当該年度の支払総額の10%を翌年度末の支払い対価に上乘せして支払う。

3) 増額は単年度のみとし、増額を行った次の年度での支払い対価は当初の契約額とする。

7. 契約の早期終了

業務改善命令が行われて、指摘事項の50%以上が発令後1か月間に改善されない場合は、契約期間中であっても委託契約を終了する。

この場合次の受託者が決定するまでの間は業務を継続するものとし、次期受託者に対し、責任をもって引き継ぎを行うものとする。

なお、次期受託者との引き継ぎに係る期間の費用は支払わない。